

「管理組合の監事の役割について」

～管理組合の監事監査が実効性あるものに～

及び管理組合相互の情報交流会

開催日：平成 31年1月13日(日)

主催：(一社)大阪府マンション管理士会
高槻支部

場 所：高槻現代劇場

高槻市民会館 205号室

後援：高槻市

大阪府高槻市野見町 2-33

参加費無料・資料代 500 円 (定員 40 名 先着順)

13:30～

第1部

14:30

「管理組合の監事の役割について」

(講師：マンション管理士 大阪府マンション管理士会所属 森本 光一)

標準管理規約において管理組合には理事と監事を置く事が明記されていますが、管理組合の理事及び監事の多くは輪番制等で就任され、特に監事の役割となると、良く理解されていないのが現状ではないかと思えます。今回のセミナーでは監事の役割として特に重要である会計監査についてできるだけ平易な文言で、かつ最低限押さえていただきたい点をわかりやすく説明いたします。

第2部

14:40～

15:30

「管理組合相互の情報交流」

(総合司会：マンション管理士 高槻支部所属 山口俊一)

第1部の講義に対する質問と、管理組合運営に対する疑問、実施例、良かったこと、困ったこと等の情報交換を致します。



お申し込み・お問合せ

(一社)大阪府マンション管理士会 高槻支部

【事務所連絡先】

〒569-1029 高槻市安岡寺町5丁目34-2

【電話番号】 080-3784-9386

【ファックス】 072-687-1136

【メール】 takatsuki-s@osaka-mankan.com

前回迄に終了したセミナー 第1回マンションの防災、避難訓練・第2回～第5回大規模修繕工事の進め方(4回シリーズ)、第6回～第7回管理組合運営の基礎(2回シリーズ)、第8回～第10回は平成28年3月に国土交通省から発表されたマンション管理適正化指針・管理規約改正の主なポイントを解説(3回シリーズ)、第11回地震とマンションの防災対策、第12回管理会社から見た管理組合、第13回長期修繕計画の見直し及び作成について、第14回「理事長の独断的行為に対する対処方法」第15回～16回管理委託契約書の基礎(2回シリーズ)第17回改正個人情報保護法の解説」第18回「民泊新法導入後の状況と諸問題について」第19回「長期修繕計画の見直し及び作成について」(終了したセミナーについての質問も無料相談会でお受けしています。)

「管理組合の監事の役割について」

参加申込み方法

参加費：無料・資料代：500円

定員：40名（先着順）

申込締切：平成31年1月12日（土）

※ 電話、FAX、E-mailにて下記
（一社）大阪府マンション管理士会
高槻支部までお申込みください

TEL: 080-3784-9386

FAX: 072-687-1136

E-mail: takatsuki-s@osaka-mankan.com



過去のセミナー状況は「高槻・島本マンション管理ネットワーク」のブログをご覧ください。

阪急京都線「高槻市駅」から徒歩5分
 阪急梅田から特急で20分 阪急河原町から特急で約20分
 JR京都線「高槻駅」から徒歩12分
 JR大阪から新快速で15分 JR京都から新快速で約15分

第20回（一社）大阪府マンション管理士会高槻支部
 マンション管理セミナーFAX 申込み用紙

FAX: 072-687-1136

※ FAX、E-mailで申込まれる場合は下記を明記してください。

住所	〒	
氏名		
申込者が複数の場合 領収書発行の為全員の フルネームをお願いします		
電話番号	(予約の返答等に使用)	
F A X		
E-mail		
マンション名		
所属	<input type="checkbox"/> 区分所有者 <input type="checkbox"/> 管理組合役員 <input type="checkbox"/> 専門委員 <input type="checkbox"/> その他	
情報交流会 の希望内容		